

## 山形県看護師等確保推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」を推進し、山形県内への看護師確保・定着を図るため、山形県看護師等確保推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本県の看護師等確保に係る現状と課題に関すること
- (2) 看護師等の「雇用の質」の向上に関すること
- (3) 「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」の推進に関すること
- (4) 「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」の評価・検証に関すること
- (5) 前4号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員で構成する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 看護師等学校養成所関係者
  - (3) 病院関係者
  - (4) 県看護協会関係者
  - (5) 労働局関係者
  - (6) その他知事が必要と認める者
- 2 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は、山形大学医学部副学部長(兼)看護学科長をもって充て、副委員長は、山形県健康福祉部医療統括監をもって充てる。
- 3 委員長は、推進会議の事務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (会議)

第5条 委員長は、会議の座長となる。

- 2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。

### (事務局)

第6条 推進会議の事務局を、山形県健康福祉部地域医療対策課医師・看護師確保対策室に置く。

### (報償費)

第7条 県は、第5条に規定する会議に出席する委員に対し、報償費を支給することができる。

(議事録の作成)

第8条 会議の議事録は、事務局が作成し保管する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月2日から施行する。

